



練基本審第 37 号
平成 21 年 5 月 1 日

練馬区長
志 村 豊志郎 様

練馬区基本構想審議会
会 長 大杉 寛

新練馬区基本構想に盛り込むべき内容について(答申)

平成 20 年 4 月 24 日付け 20 練企企第 20009 号により諮問のあった新練馬区基本構想に盛り込むべき内容について、別添のとおり答申します。

**練馬区基本構想審議会
答 申**

平成 21 年 5 月

答申にあたって

現在の練馬区基本構想は、板橋区から分離独立して 30 周年に当たる昭和 52 年に策定されました。

それから約 30 年ぶりに新基本構想を策定するに当たり、練馬区は多くの区民の参加を得て検討を進めることとしました。

まず、平成 19 年 8 月、公募区民や区内各界で活躍している区民、総勢 83 名により構成される「練馬区の将来像を考える区民懇談会」（以下、「区民懇談会」とします）が設置されました。

区民懇談会では、区民の視点から、区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた取り組みの方向性について、区の施策分野ごとの四つの分科会に分かれて検討が進められました。その成果は、平成 20 年 3 月、区長に報告されています。

練馬区基本構想審議会（以下、「審議会」とします）は、平成 20 年 4 月に設置され、新練馬区基本構想に盛り込むべき内容について「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から、審議することを諮問されました。

審議会の委員には、区民懇談会の各分科会から選出された区民委員 10 名と学識経験者委員 6 名が就任しました。

第 1 回審議会は平成 20 年 4 月 24 日に開催し、平成 21 年 4 月 25 日まで、14 回の審議会と 3 回の懇談会、3 回の学習会を重ね、平成 21 年 5 月 1 日の第 15 回審議会において答申を行うこととなりました。

検討の中間段階に当たる平成 20 年 11 月には、それまでの検討内容を取りまとめた「中間のまとめ」を区民に広く公表し、意見を募集しました。また、12 月には区民と審議会との意見交換会を 4 回、元区民懇談会委員等と審議会との意見交換会を 1 回開催し、審議会での検討内容を直接、区民に説明し、区民の意見をお聞きしました。

審議会では、区民懇談会の報告を尊重するとともに、「中間のまとめ」に対する意見をはじめ、検討過程で区民から寄せられた多様な意見を真摯に受けとめ、これからの練馬区がめざす区政運営について活発に議論を重ねてきました。また、検討に当たっては、未来の練馬区を担う子どもたちによる「練馬子ども議会」の「未来の練馬区に向けての提案」も参考にしました。

このような検討経過を経て、区政運営の基本的指針となる新基本構想の原案として、本答申をまとめました。

本答申の特徴の一つは、区政において地域コミュニティを重視する考え方を

打ち出している点です。

審議会の議論を通じて、練馬区の将来を考えるうえで鍵をにぎる重要な課題とされたのが、地域コミュニティです。第1章「練馬区のめざす10年後の姿」および第2章「区政経営の基本姿勢」では、区民が安心して暮らせる基盤となるものとして地域コミュニティをはぐくむことを掲げています。地域コミュニティの今後のあり方をめぐっては委員の間で真剣な議論を行った末、第5章「基本構想を実現するために」において、地域コミュニティを活性化する方策を区民参加により検討し実施すること、および実施に向けての視点を提案しています。新基本構想策定後、速やかに検討の場を設け、練馬区の実情に即した活性化策を十分に検討したうえで、実施することを求めます。

特徴の二つ目は、第3章において、区民の参画・協働を得ながら横断的に取り組む重要施策として、「ねりま未来プロジェクト」を提案していることです。これには、行政の縦割りを超えたプロジェクトを区民と区がともに展開することで、練馬区らしい将来のまちの姿を実現していこうという願いをこめていきます。プロジェクトによって区民の参画・協働のあり方は異なると思われませんが、区民の意思を踏まえてその仕組みをつくり上げ、勇気や希望をもってプロジェクトの実現をめざすことを期待します。

また、第1章に示した「練馬区のめざす10年後の姿」は、審議会委員の意見を総合し、区の将来像に必要なと考えられる要素を盛り込んだかたちでまとめています。これをもとに、さらに区民の意見やアイデアを募るなどして、区民に親しまれる表現を検討し、決めていただきたいと考えています。

本審議会の検討の過程で、わが国の経済は世界同時不況の中、急速な景気後退に陥り、区財政はきわめて厳しい状況に直面することとなりました。

このような時代にあつてこそ、しっかりした区政経営のスタンスのもと、未来へ向けて区政を持続的に発展させ、区民の幸せを実現していくことが求められています。

審議会は区長に対し、審議会委員の熱意と真剣な議論の成果が結実した本答申を尊重して新基本構想案を作成し、議会の議決を得ること、さらに、基本構想の着実な実現に向けて最大限の努力をすることを要望します。

平成21年5月1日

練馬区基本構想審議会
委員一同

＜目 次＞

序章 新基本構想の策定	1
第1章 練馬区のめざす10年後の姿	7
第2章 区政経営の基本姿勢	9
1 区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり	
2 区民と区との協働のまちづくり	
3 持続可能な区政経営の実現	
第3章 未来の練馬を区民とともにはぐくむ —ねりま未来プロジェクト—	11
1 豊かなみどりを守り、増やし、活かす	
2 まちの魅力を引き出し、活力を高める	
3 未来を拓く人の学びや活動を支援する	
第4章 分野別の基本政策	17
1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える	
2 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する	
3 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る	
4 環境と共生する快適なまちを形成する	
第5章 基本構想を実現するために	23
1 長期計画の策定と進捗状況の区民への公表	
2 区民参加・参画と協働を進める仕組みづくり	
3 地域コミュニティの活性化	
4 基本構想を実現するための実施体制の整備	
用語説明	25
資料	33
1 諮問文	
2 練馬区基本構想審議会委員名簿	
3 練馬区基本構想審議会 審議経過	
4 練馬区基本構想審議会条例	

序章 新基本構想の策定

1 新基本構想策定の経緯

(1) 現基本構想の策定とその後の区取り組み

基本構想は、その地域における総合的・計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て定めるものです。特別区は、昭和49年の地方自治法改正により、市町村と同様に、基本構想を策定し、それに即した行政運営を行うことが義務付けられました。

練馬区は、昭和22年、板橋区から分離独立して23番目の特別区として誕生しました。一番新しい区ということもあり、戦後、人口が急増する中、他の特別区に比べて下水道や道路など都市基盤の整備が立ち遅れ、行政施設の水準も低く、いわゆる「練馬格差」^(※)と呼ばれる状況がありました。

こうした中で、区独立30周年に当たる昭和52年に、練馬区基本構想を策定しました。

以降、区は、区民やさまざまな団体と力を合わせ、都市基盤や行政施設の整備、各種区民サービスの充実などを進め、この間の取り組みにより行政水準は大きく向上しました。

(2) 新基本構想策定の必要性

しかしながら、時代の経過に伴い、治安や災害に対する不安感の増大、少子高齢化、地球環境問題など、区政が対応を求められる課題が新たに生じています。また、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティ^(※)についても、人と人とのつながりの希薄化などが指摘され、そのあり方が問われています。

そうした中で、わが国の経済は世界同時不況により景気の急速な後退に陥り、区財政は困難な状況が続くものと予想されます。

このような厳しい状況にあって、増大する行政需要に対応していくためには、区だけでなく、区民や地域の団体、事業者などと役割分担しながら、効果的・効率的に公共サービスを提供していく、協働を柱とした区政経営を推進することが、これまでも増して強く求められています。

一方、特別区制度改革^(※)や地方分権の進展など、区政を取り巻く状況も大きく変化しています。現在、第二期地方分権改革^(※)や都区のあり方の検討^(※)など、地方自治や特別区にかかわる見直しが進められています。区は、区民に最も身近な「地方政府」^(※)としての責務を果たしていけるよう、力量を一層高めていかなければなりません。

練馬区は、70万人以上の区民が暮らす、全国有数の人口規模をもつ大都市となりました。今後、区が大都市の力を発揮し、困難な局面を乗り越えつつ着実な発展を遂げ、区民の幸せを実現していくため、新たな区政運営の指針として、新基本構想を策定することとしました。

2 新基本構想の位置づけ

新基本構想は、区民と区が、区政のめざす姿を共有し、ともに手を携えて着実にこれからの練馬区を築いていくための指針となるものです。同時に、区の計画体系においては、最上位に位置する区政運営の基本的指針であり、施策について総合的に定める長期計画の根幹をなすものです。

新基本構想の目標年次は、区民が実現可能性・実効性を実感できる構想とするため、練馬の未来を見通しつつ、概ね 10 年後の平成 30 年代初頭とします。

3 新基本構想の構成

新基本構想は、第1章に区政の目標とする「めざす姿」を掲げ、それを実現するための区政運営の基本的指針を第2章～第5章で明示します。

第1章 練馬区のめざす10年後の姿

概ね10年後の平成30年代初頭を目標年次としてめざしていく、練馬区のあるべき姿を掲げます。

第2章 区政経営の基本姿勢

新基本構想の目標を実現するための、区政全般にわたる原則的な考え方を明らかにします。

第3章 未来の練馬を区民とともに築く

「練馬区のめざす10年後の姿」を着実に実現するために、区民の参画・協働を得ながら、従来の行政分野を超えて横断的に取り組む「ねりま未来プロジェクト」を掲げています。

第4章 分野別の基本政策

区の総合的な政策体系を四つの分野に分け、その基本政策を示します。

第5章 基本構想を実現するために

「第2章 区政経営の基本姿勢」で示した考え方に基づいて、第3章・第4章に掲げる政策の実現を担保する方策を示します。

新基本構想の構成

第1章 練馬区のめざす10年後の姿

人とみどりが輝く 創造都市
ふるさと都市 をともに築き、未来へつないでいきます

第2章 区政経営の基本姿勢

- ◆区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり
- ◆区民と区との協働のまちづくり
- ◆持続可能な区政経営の実現

第4章 分野別の基本政策

次代を担う子どもの健やかな成長を支える〈子ども分野〉

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する〈健康と福祉分野〉

にぎわいとやすらぎのあるまちを創る〈区民生活と産業分野〉

環境と共生する快適なまちを形成する〈環境とまちづくり分野〉

第3章

未来の練馬を区民とともに
はぐくむ
—ねりま未来プロジェクト

豊かなみどりを守り、
増やし、活かす

まちの魅力を引き出し、
活力を高める

未来を拓く人の学びや
活動を支援する

第5章 基本構想を実現するために

長期計画の策定と進捗状況の区民への公表

区民参加・参画と協働を進める仕組みづくり

地域コミュニティの活性化

基本構想を実現するための実施体制の整備

第 1 章 練馬区のめざす 10 年後の姿

概ね 10 年後の平成 30 年代初頭を目標年次としてめざしていく、練馬区のあるべき姿を、下記のとおりとします。

人とみどりが輝く 創造都市 ふるさと都市 を

ともに築き、未来へつないでいきます

人とみどりが輝く

- 一人ひとりを尊重し多様な価値観を認め合いながら、区民が個性を發揮して多彩な活動を展開します。
- 練馬区の豊かなみどりを基軸として、自然と生命を大切にする良好な環境をつくりまします。

創造都市

- まちのさまざまな資源を活かして「練馬発」の魅力を広く発信し、新たな活力を創造しながら持続的に発展していく都市

ふるさと都市

- 区民が安心して暮らすことができ、誇りと愛着をもって「ふるさと」と呼べるまち、練馬区を訪れ、憩い、集う人にも愛されるまち

ともに築き、未来へつないでいきます

- 地域コミュニティを基盤として、区民のつながりと支えあいを確認なものにするるとともに、区民と区との協働を進め、練馬区のあるべき姿をともに築き、次世代へ継承していきます。

第2章 区政経営の基本姿勢

区政は、多様な価値観や文化を認めあいながら人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる練馬区を区民と区がともに築き、練馬の自治を発展させることを基本とします。

そのうえで区は、区民相互、そして区民と区とをつなぐものとして地域コミュニティの営みを大切にしながら、区民との協働を進め、区政経営の担い手としての責務を果たしていきます。

1 区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり

区は、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティを重視します。区民は、地域に暮らす人とふれあい、地域の活動に参加するなどして、互いに信頼感をもってつながることによって、支えあい、心豊かに暮らすことができます。こうした地域コミュニティをはぐくむのは、一人ひとりの区民です。区は、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりを支援していきます。

2 区民と区との協働のまちづくり

区は、区民の区政への参画を一層促します。区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれ持ち味を十分に発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めます。

3 持続可能な区政経営の実現

区は、区民福祉の向上をめざし、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、その成果を検証して公表し、区民との情報の共有を図ります。このような仕組みを構築することで、区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ的確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します。

第3章 未来の練馬を区民とともにはぐくむ —ねりま未来プロジェクト

＜「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点＞

練馬区のめざす姿の実現に向けて、区民の参画・協働を得ながら、政策分野を超えて横断的に取り組む重要施策として、三つの「未来の練馬を区民とともに
はぐくむ」視点を設定します。

- 1 豊かなみどりを守り、増やし、活かす
- 2 まちの魅力を引き出し、活力を高める
- 3 未来を拓く人の学びや活動を支援する

この三つの視点を横糸とし、第4章に示す分野別の基本政策を縦糸として、
区の施策を総合化し、練馬区らしい将来のまちの姿を織り上げていきます。

＜ねりま未来プロジェクト＞

「未来の練馬を区民とともに
はぐくむ」視点を具体化する方向性を示すものとして、「ねりま未来プロジェクト」を設定します。

ねりま未来プロジェクトの具体化に当たっては、従来の区民参加に加え、区民・地域の団体・事業者等との新たな協働の枠組みにより、その知恵と力を活かしながら取り組んでいきます。

1 「豊かなみどりを守り、増やし、活かす」視点

練馬の一番の特徴であるみどりを区民と区が力を合わせて守り、増やし、これを「強み」としてさまざまな場面で活かすことで、練馬らしいまちづくりを進めていきます。

そして、みどりを活用する多彩な取り組みを通じて、環境資産^(※)である土や水、空気、生きものなどを含めた、生命と自然を大切にす環境都市練馬区^(※)を実現していきます。

<1 みどりプロジェクト>

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例^(※)(平成19年12月制定)は、みどりに関する練馬区の基本的考え方を示した条例です。この条例に基づく「みどりの基本計画」^(※)、概ね30年後に緑被率^(※)を30%に向上させることをめざす「みどり30推進計画」^(※)が、本基本構想に先行して策定されています。これらの計画を区民とともに充実・発展させながら実現するための取り組みとして「みどりプロジェクト」を位置づけ、区民や事業者とともに参画・協働の仕組みづくりを積極的に進めます。

(1) みどりを愛し守る心をはぐくむ

屋敷林や憩いの森^(※)などの郷土のみどりや、公園や街路樹といった新たに創出したみどりなど、身近な生活の中で四季折々の多様なみどりとふれあい楽しむことで、練馬のみどりを愛し、生命を守り環境に配慮する心をはぐくみます。みどりを介して区民が集う機会を設け、みどりを守り、増やす行動の環を広げていきます。

(2) みどりにかかわる情報を共有する

区内のみどりの実態、みどりを維持するための課題など、みどりにかかわる情報を区民と区が共有し、ともに知恵を出し合いながらみどりを守り、増やすためのより良い方法を考え、実現していきます。

(3) 区民の力でみどりを守り育てる仕組みをつくる

区民の力、地域コミュニティの力でみどりを守り育てる仕組みづくりや、みどりにかかわる区民の活動の支援を、練馬みどりの機構^(※)等との協働により進めます。また、これらの仕組みや活動の情報を広く区民へ発信し、区民が自発的に楽しくみどりを守り育てる活動に参加できるようにします。

(4) みどりを多角的に活かす

区内の多様なみどりを、環境保全をはじめ、教育、防災、観光、レクリエーション、良好な景観の形成など、多角的に活かしていけるよう、関係分野との連携を図ります。

2 「まちの魅力を引き出し、活力を高める」視点

区民や事業者が培ってきた産業、技術、文化、芸術の資産や、便利で快適な交通・都市環境などの多彩な資源を活用して、区民・事業者・区の協働により、まちの新たな活力を創出します。住み、育ち、働き、学び、訪れ、憩う場所として魅力のあるまちづくりを進めます。

特に、農業やアニメなど練馬区の特色ある産業や、区内の文化・芸術資産のもつ力を再発見し、輝かせ、発信することにより、地域社会全体を元気にしていきます。

<2-1 農プロジェクト>

長い歴史と風土がはぐくんできた練馬の農業は、練馬区のイメージを特徴付ける産業です。また農地は、農産物を供給するだけでなく、区民の暮らしを豊かにする多面的機能をもっています。都市における農の重要性を練馬区から発信し、全国のリーダーとして都市型農業を振興していきます。

(1) 魅力的な都市型農業を振興する

大消費地に立地するメリットを活かし、食の安全など都市生活者のニーズにこたえる地産地消を、農業者や農業団体との協働により推進します。農業者とふれあいながら農の実りを体感できる農業体験農園^(※)や観光農園、農業イベントなど、全国のモデルとなるような都市型農業の魅力的な取り組みを展開します。

(2) 都市農地保全に向けた制度の見直しを働きかける

区民にとって貴重な農地の保全に向けて、都市農地の特性を踏まえた法制・税制の見直しを、他自治体と連携して国等へ強く働きかけます。

(3) 農のあるまちづくりを推進する

市街地整備の手法などを活用し、農業・農地と都市が共存する「農のあるまちづくり」を進めます。

<2-2 アニメプロジェクト>

半世紀を超す長い歴史と、わが国最大の集積をもつ練馬区のアニメ産業を育成・強化し、区全体の産業振興や雇用創出へつなげるとともに、練馬区発の文化として広く世界に発信します。

(1) 国際競争力をもつ産業へ育成する

練馬区のアニメ産業集積を活かして、世界をリードする国際競争力をもつ産業へと育成します。企業の集積に向けた製作環境の充実や、アニメ技術の継承と向上を図る人材育成、知的財産としての活用などを進め、その牽引力により、雇用の創出をはじめ地域経済全体の活性化を図ります。

(2) アニメ文化を通して練馬の魅力を高める

アニメ文化を区の内外に発信することで練馬の魅力をさらに高めていきます。アニメを区のさまざまな施策展開に活用し、アニメを核として区民の地域への誇りを醸成します。

3 「未来を拓く人の学びや活動を支援する」視点

青少年が、さまざまな人や地域社会とのかかわりの中で、人としてのより良い生き方を考えながら、希望と勇気をもって自らの未来を切り拓いていけるよう支援します。

また、だれもが自身の個性を発揮し、いきいきと人生を送ることができるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたって学び、活動できる環境を整えます。学びや活動の成果を地域に還元しながら、生きがいをもって自己実現できる仕組みづくりを進めます。

<3 人づくりプロジェクト>

青少年の社会参加や就業を支援するとともに、区内産業や地域活動を担う人材を育成し、将来にわたって地域社会の発展を担っていく人づくりを進めます。

(1) 青少年の自立を支援する

青少年が、学ぶこと、社会に参加すること、働くことの意義や楽しさを、地域社会での多様な経験を通して実感し、社会で活躍するために必要な能力や資質を養うことができる機会を増やしていきます。このため、地域の中に居場所や活動の場を設けるとともに、自立に向けた相談・支援を充実していきます。

(2) 福祉・介護や地域産業を担う人材を育成する

少子高齢化の進展の中で今後ますます必要性が高まる福祉・介護分野や、区民生活を支える地域の産業を担う人材の育成を支援します。

(3) 地域を担う人材の育成や地域活動の支援を進める

防災、健康、地域福祉、子育て支援、環境など、地域の重要な課題の解決に取り組む人づくりを、区民や団体との協働により進めます。また、就労している人、子育て中の人、退職後の世代など、さまざまな区民が自らの関心に基づいて積極的に学び、その成果を活かして地域で活躍できるよう、総合的な情報提供や活動支援の仕組みを整えていきます。

第4章 分野別の基本政策

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える

<子ども分野>

子育て家庭への支援や保育サービスの充実、青少年の健全育成に向けた取り組みなど、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みづくりを進めます。また、開かれた学校づくりにより、地域のさまざまな資源を活かした学校教育の充実を図るとともに、学校を地域の核として位置付け、地域とのかかわりの中で「生きる力」^(※)を育てる機会を充実します。

1-1 子どもと子育て家庭を地域で支える

- 地域の支援や子育て家庭同士の交流を通して、子育ての不安や悩みを解消し、安心して子どもを産み、楽しく育てられる環境を整えます。
- 子育て家庭のさまざまなニーズに応える多様な保育サービスを展開し、仕事と生活の調和を図れるよう支援します。
- 青少年の健やかな成長を、見守りながら支える地域社会づくりを進めます。
- 学校・地域が連携して家庭の教育力の向上を支援します。
- 特に支援が必要な子どもや子育て家庭のニーズに応じて、適切な支援や相談を行う体制を充実します。

1-2 子どもが楽しく学べる、地域に開かれた学校教育を進める

- 学校と家庭、地域が連携しながら、地域の核としての学校づくりを進めるとともに、子どもと地域のために学校施設の有効活用を図ります。
- 地域の特色を活かして体験しながら学ぶ機会を積極的に設けます。
- 教育活動全般を通じて、教員が子どもと向き合い、ふれあう中で、確かな学力や豊かな人間性、健康と体力など「生きる力」を身に付けさせることができるよう努めるとともに、教育環境の整備、教育内容の充実を進めます。

2 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

<健康と福祉分野>

区民自らの健康づくりを促進・支援するとともに、区と医療機関との連携を推進し、保健・医療環境を整備します。また、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人がその状況に応じて適切な支援を受けながら、社会参加ができるよう、地域のさまざまな資源や人の連携によって地域福祉を推進するとともに、福祉サービスの充実を図ります。

2-1 健やかな暮らしを支える保健・医療の環境を整える

- 区民が自ら健康づくりに取り組めるよう、保健・福祉・医療に関するサービスが適切に提供される仕組みづくりと環境整備を進めるとともに、健康危機への対応態勢を強化します。
- 区内の病床の確保^(※)を図るとともに、区と医療機関、また医療機関相互の連携を図り、区内の医療資源が有効に機能するようにします。

2-2 高齢者や障害者などだれもが自分らしく生活できるよう支援する

- だれもが必要なサービスや支援が受けられるよう、気軽に相談でき、必要とする人に情報が迅速に届く仕組みづくりを進めます。また、さまざまな地域の資源や人のつながりをつくり、その人らしい生活を地域で支えていきます。
- 生活に困窮したときに、関係機関の連携のもと、個々の状況に対応したきめ細やかな自立支援を進めます。
- 高齢者の生活を支えるサービスを充実するとともに、高齢者自身が地域社会の担い手として活躍できるよう多様な社会参加の促進を図ります。
- 障害者のさまざまなニーズに対応できるよう、相談支援やサービスの提供体制の充実を図り、就労や社会参加をしながら地域で自立^(※)して生活できるようにします。

3 にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

＜区民生活と産業分野＞

区民の多様な活動を活性化し、地域の人々のふれあいを通じたつながりをつくります。また、地域の特性を活かした産業の振興により、まちのにぎわいを創出します。さらに、区民と区が力を合わせて、安心して生活できる地域づくりを進めます。

3-1 多様な地域活動を活性化し、やすらぎのある地域社会をつくる

- 地域で暮らす多様な区民が町会・自治会やボランティア、NPO^(※)などの活動へ積極的に参加し、区民やさまざまな団体が連携して人と人とのつながりのある地域コミュニティをつくることのできるよう、支援します。
- だれもが生涯にわたって学びたいとき、活動したいときに、さまざまな学びや文化・スポーツ活動に参加し、知識や技術などを自ら高められるように、図書館やスポーツ施設などの機能を充実するなど、生涯学習環境を拡充していきます。また、練馬区の文化を守り、新たな文化を創造していきます。
- さまざまな立場の区民が差別なく尊重され、また、男女が社会の対等な構成員として、成果と責任を分かち合える社会づくりを進めます。

3-2 経済活動を活発にし、にぎわいを創出する

- 区内産業の振興により、雇用の機会を創出するなど地域経済を活性化し、地域の活力を高めます。中小企業の支援を通じ、元気な区内企業を育成し、特色ある地域産業のさらなる発展をめざします。
- 魅力的な商店街づくりを支援するとともに、地域の資源を活かしたまち歩き観光を推進します。
- 都市型農業を振興し、区民にとって多面的機能をもつ都市農地の保全を進めます。

3-3 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

- 自助・共助・公助^(※)の認識の下で、区民、地域の団体等と区が連携を図りつつ、危機を未然に防止し、災害・犯罪等の被害を最小限に抑える態勢をつくります。
- 区民が安全で安心な消費生活を送れるよう、相談・情報提供などの充実を図ります。

4 環境と共生する快適なまちを形成する

＜環境とまちづくり分野＞

区民・事業者と区が連携して、身近な暮らしや事業活動を環境への負荷の少ない持続可能なスタイルに転換していくとともに、みどりや水など練馬区の自然環境を活かしたまちづくりを進めます。また、道路、交通機関、公共施設などの都市基盤を、災害に強く、便利で快適に生活できるよう整備します。

4-1 区民・事業者と区が連携して環境への負荷を低減する

- 区民・事業者・区がそれぞれ、省エネルギー化や再生可能エネルギー^(※)の利用拡大など、足元からの地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会^(※)をめざします。
- 大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の社会構造を変革するため、3R^(※)の取り組みを一層進め、循環型社会システムを実現します。
- 区民や地域の団体などとの協働により、地域環境の保全や、まちの美化を進め、良好な地域環境に支えられた清潔で美しいまちをつくります。
- 樹林地や農地といった練馬らしいみどりを保全し活用するとともに、公園等の整備や公共施設の緑化を進めます。それらのみどりを河川などの水辺環境とつなげることで、みどりと水のネットワークをつくります。

4-2 区民・事業者・区が一体となって、災害に強く快適に生活できるまちづくりを進める

- 良好な市街地の形成・保全を図りながら、道路や公園など都市基盤の整備を進めるとともに、建築物の耐震化や不燃化など防災性の維持・向上を図ります。また、浸水被害をなくすための総合治水対策^(※)を積極的に進めます。
- 利用しやすく環境負荷の小さい公共交通や道路ネットワークの充実、安全な道路環境の整備を進め、だれもが快適に移動できる交通環境を実現します。
- 鉄道駅周辺地区の利便性とまちの魅力を高めるまちづくりを進めます。
- 良好な景観^(※)を形成しながら、地域特性に合った練馬らしいまちづくりを進めていくため、景観形成の仕組みづくりや制度の充実を図ります。
- 多様な人々が円滑にまちを移動し、施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン^(※)の考え方に立ってまちづくりを進めます。

第5章 基本構想を実現するために

1 長期計画の策定と進捗状況の区民への公表

- 基本構想を実現する施策・事業を体系的に示すものとして長期計画を策定します。長期計画では、ねりま未来プロジェクトの具体化をはじめ、具体的施策・事業について目標を明示します。
- 行政評価制度^(※)を活かして、「施策・事業の立案→実施→成果の評価→改善」という一連のサイクルにより長期計画の目標実現に向けた区政経営を行うとともに、区民に進捗状況を公表します。

2 区民参加・参画と協働を進める仕組みづくり

- 練馬区としての自治の基本方針を定める(仮称)自治基本条例^(※)の制定に向けて努め、施策の立案から実施・評価に至るまで、区民の参加・参画を進める仕組みを整えます。
- 区民の参加・参画への意欲を高められるよう、区政に関する情報を区民に分かりやすく提供するなど、区政の透明性を向上させます。また、自治についての学習の場を継続的に設けます。
- 基本構想で示す区政運営の基本的指針を、区民と区が共有できるよう仕組みとして整え、具体的な協働の取り組みにつなげていきます。

3 地域コミュニティの活性化

- 地域コミュニティを活性化する方策を、区民参加により検討する場を設け、以下のような視点から実施していきます。
 - ・身近な地域での顔の見えるつながりづくり
 - ・若い世代や新たに転入した人などが参加しやすい入り口づくり
 - ・気軽に相談でき、情報を得られ、区民同士が交流できる地域の拠点の設置
 - ・地域で活動している多様な組織の活性化への支援
 - ・各地域の実情に合った地域コミュニティの圏域・仕組みづくり
 - ・地域の人や組織のつながりづくりを進める相談役・調整役となる人材の配置

4 基本構想を実現するための実施体制の整備

- 区民に最も身近な地方政府として、自律的な区政経営を行うとともに、区政経営を支える財政基盤を強固にしていきます。
- 区民の視点に立った効率的で質の高い行政をめざし、行政改革を不断に進めます。
- 区・地域の団体・NPO・事業者など、多様な担い手により、区民が必要とする公共サービスが、より利用しやすく効果的・効率的に提供されるよう、適切な区政経営を行います。
- 柔軟で迅速な区政経営が可能となるよう組織の連携を強化するとともに、施策を効果的に展開できる組織体制を構築します。
- 区民の信頼を得ながら、現場感覚を活かして創意工夫を重ね、政策を立案していくことができる職員を育成します。

用 語 説 明

掲載ページは、初出のページのみ記載しています。

掲載ページ	用語	説明
2	練馬格差	練馬区は、昭和 22 年に板橋区から分離独立し、東京 23 区の中で最後に誕生したこともあって、他の特別区に比べてガス・水道・下水道などの都市基盤の整備が立ち遅れ、児童館、敬老館、図書館など区民に身近な施設の整備も 23 区の中では低い水準にあり、「練馬格差」と呼ばれていました。しかも、戦後の急激な人口増加により、格差の解消が十分には図れず、現在の基本構想を策定した昭和 52 年当時も、練馬格差の是正が強く求められる状況にありました。
2	地域コミュニティ	練馬区では町会・自治会や小学校区など身近な地域を基盤とした活動のほか、NPO（用語説明 30 ページ参照）やボランティア、その他生涯学習・スポーツ、まちづくりといった特定のテーマを目的にした活動が活発に行われています。こうした多様な活動によって人と人とのつながりをつくり、自分たちの住む地域を自分たちで住み良いものにしていこうという地域社会を「地域コミュニティ」とします。
2	特別区制度改革	特別区は、戦後間もなく東京都の内部的団体とされ自治権が制限されていましたが、自治権拡充運動等を通じて徐々に自治権が強化されました。そして、平成 12 年 4 月 1 日の改正地方自治法の施行により、特別区は一般の市町村と同様の基礎的自治体として位置づけられ、清掃事業等の基礎的な市町村事務が都から区へ移管されるとともに、財政自主権の強化が図られました。
2	地方分権改革 (第二期地方分権改革)	地方分権改革とは、国に集中している権限や財源を地方自治体に移すことにより、国による全国一律の行政運営から、地方自治体による地域の実情に応じた効率的な行政運営へ転換することを指します。国と地方、および都道府県と市町村の関係が「上下・主従」関係から「対等・協力」関係に改められた第一期地方分権改革（平成 7 年～平成 13 年）、地方の税財政に焦点を当てた「三位一体の改革」（平成 14 年～17 年）等の時期に続いて、国から地方へ、都道府県から市町村へ権限委譲を進めることなどをめざす第二期地方分権改革（平成 18 年～）が進められています。

掲載 ページ	用語	説明
2	都区のあり方の検討	東京都と特別区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会が平成18年11月に設置されました。都区の事務配分や、特別区の区域、都区の税財政制度が検討課題です。
2	地方政府	<p>一般的に政府というと国の「中央政府」を指しますが、これに対し、住民に身近なサービスを行う地方自治体を「地方政府」といいます。</p> <p>内閣府に設置されている地方分権推進委員会による「第1次勧告」（平成20年5月28日）では、「『国』と『地方自治体』と呼び慣れてきたものを『中央政府』と『地方政府』と呼び変えるとすれば、広域自治体である都道府県は『広域地方政府』、基礎自治体である市町村は『基礎地方政府』ということになる。」とされています。また、同勧告の中では「地方自治体を『地方政府』と呼ぶにふさわしい存在にまで高めていくためには、何よりもまず、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立つ『地方政府』に近づけていくことが求められる。」と述べられています。</p>
13	環境資産	土、水など自然生態系を構成するものを、人類にとって価値がある財産と考え環境資産と称しています。
13	環境都市練馬区	練馬区は、平成18年8月1日、環境都市練馬区宣言をしています。これにより区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、一層の努力を傾け、より良い環境を次の世代に引き継ぐこととしています。
13	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例	練馬区では、昭和52年に「みどりを保護し回復する条例」を制定し、都市化の波から樹木や樹林を守る取り組みにより多くの成果を残してきました。しかし、約30年が経過し、みどりを取り巻く状況や環境に対する意識も変化したため、「みどりを保護し回復する条例」を基に、平成19年12月、新たに「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を制定しました。失ったみどりの回復にとどまらず、区民みんなでみどりを愛し、新たなみどりをはぐくむという考えも取り入れています。

掲載 ページ	用語	説明
13	みどりの基本計画	<p>練馬区のみどりにかかわる総合的な計画です。都市緑地法に基づき平成10年に策定した「みどりの基本計画」を、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」の制定に基づいて見直しを行い、平成21年1月に改定しました。</p> <p>平成50年を目標年次とし、区民1人あたりの公園面積を6㎡とすること、緑被率（下欄参照）を30%とすることをめざしています。</p>
13	緑被率	<p>樹木や草などのみどりに覆われた部分および農地の、その地域全体の面積に占める割合をいいます。</p>
13	みどり30推進計画	<p>今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に緑被率が30%となることをめざす「みどり30基本方針」をもとに、平成18年12月策定した計画です。平成19年から28年の10年間の基本的な方針と、前半5か年の具体的な事業量を定めており、みどりの基本計画の事業計画に当たるものです。30年間で437ha（光が丘公園 約7個分）のみどりを、当初5年間では58ha（光が丘公園 約1個分）のみどりを増やすことを目標としています。</p>
13	憩いの森	<p>区内に残る雑木林や屋敷林などの貴重な樹林地を保全するとともに活用していくため、土地所有者の協力を得て、無償で区が借用し、区が整備・管理して区民に開放している制度で、全国に先がけて練馬区で取り組みを開始したものです。1,000㎡以上の樹林地が対象です（300㎡以上1,000㎡未満の場合は同様の制度で街かどの森として開設）。平成21年4月現在で区内に42か所あります。</p>
13	練馬みどりの機構	<p>区民・事業者・区の三者の協働により、屋敷林等練馬らしいみどりの保護と保全、育成、活用や新たなみどりの創造を目的とするとともに、活動を通してみどりを介した地域コミュニティが形成されることをめざし、平成18年3月、区民による任意団体として設立され、21年4月には一般財団法人となりました。</p> <p>緑化協力員のOBやみどりの専門家、森の所有者が中心となって活動しており、現在約200名の会員がいます。</p> <p>将来は都市緑地法に基づく緑地管理機構になることをめざしています。緑地管理機構は行政と同様に憩いの森等の設置管理ができる団体であり、公のみどりを所管する区と役割を分け、民のみどりを守る担い手になることをめざしています。</p>

掲載 ページ	用語	説明
14	農業体験農園	<p>区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園です。平成8年に練馬区で誕生し、全国に広まっています。利用者は、入園料等を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験します。自由に好きなものが作れるわけではありませんが、店頭と並ぶものに負けない野菜を年間20種類以上収穫することができます。</p> <p>平成21年4月現在、14園が開設されています。</p>
18	生きる力	<p>知・徳・体のバランスのとれた力であり、「基礎的な知識・技能を習得し、それらを利用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」などをいいます。</p>
19	病床の確保	<p>練馬区内の病床数は人口に比較して極端に少ないということから、平成3年4月に日本大学医学部附属練馬光が丘病院を、平成17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院を誘致してきました。しかし、現在においても、練馬区の人口10万人当たりの一般病床および療養病床は、23区平均の3分の1程度に過ぎず、23区の中で最も少ない状況にあります。</p> <p>このため、病床の確保は区の重要な課題になっていますが、これまでは、東京都保健医療計画において、練馬区が属する区西北部二次保健医療圏（練馬区、豊島区、板橋区、北区）は、既存病床数が基準病床数を上回っていたため、病床を増やすことが困難でした。しかし、同計画が平成20年3月に改定され、区西北部二次保健医療圏の一般病床および療養病床が不足することとなり、増床が可能となりました。これを受け、区では、病床を確保するための検討を行っています。</p>
19	自立	<p>「改定練馬区障害者計画」（平成19年3月）では、「単に、『就労による自立』、『日常生活の自立』、『社会生活の自立』という形態的なことだけではなく、『障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること』を意味します。」としています。</p>

掲載 ページ	用語	説明
20	NPO	<p>Non-Profit Organization の略称で、「非営利組織」、「民間非営利団体」などと訳され、福祉やまちづくり、環境保全など、社会のさまざまな課題に主体的に取り組んでいる民間の組織や団体を指します。「非営利」とは、無償で事業活動を行うことではなく、利益を構成員間で分配しないことを意味しています。</p>
20	自助・共助・公助	<p>災害や危機に対して、自分の責任で行うべきことは自分自身が行い(自助)、自分だけでは解決が困難なことは地域で力を合わせて助け合い(共助)、個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについては行政等が行う(公助)という考え方です。</p> <p>例えば、地震の被害を最小限に抑えるためには、自分の命は自分が守る(自助)・自分たちのまちは自分たちで守る(共助)・行政や防災機関の防災活動(公助)のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切です。</p>
21	再生可能エネルギー	<p>将来枯渇の危険性がある石油、石炭等の化石燃料や、原子力に対し、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス燃料など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から得られる、再生使用することが可能なエネルギーを指します。</p>
21	低炭素社会	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにするとともに、生活の豊かさが実感できる社会を指します。</p>
21	3R	<p>Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再資源化) の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称で、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして用いられます。</p>
21	総合治水対策	<p>雨水の処理を「河川対策」だけに頼らず、一時的に雨水を貯めたり、地下に浸み込ませたりすることで、流域全体で雨水の流出を抑える「流域対策」も含めた対策です</p>

掲載 ページ	用語	説明
21	景観	<p>良好な景観は、暮らしにうるおいとやすらぎを与えるものです。平成16年には景観に対する総合的な法律「景観法」が制定され、法を根拠として、地域特性に応じた独自の景観施策を各自治体が展開できるようになりました。区では、法に基づく「景観行政団体」となるため、練馬区独自の景観計画と景観条例の策定をめざしています。</p>
21	ユニバーサルデザイン	<p>年齢、性別、言語、個人の能力等にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。</p>
24	行政評価制度	<p>区が実施する各種行政サービスについて「成果」「効率性」「必要性」の視点で評価し、数値による指標により達成状況を把握しています。その結果に基づき改革改善をすることで行政サービスの向上をめざします。また、評価結果を区民に公表することで、説明責任を果たす役割ももっています。区で行う内部評価と区民等による外部評価を実施しています。</p>
24	自治基本条例	<p>自治体が自治運営の仕組みと、その基本的な原理やルールを定めるものです。</p> <p>練馬区では、平成17年6月に「(仮称)自治基本条例を考える区民懇談会」を設置し、18年7月に区民懇談会から提言を受けました。平成19年10月に策定した行政改革推進プラン(平成19年度～22年度)において、(仮称)自治基本条例の制定を取り組み項目としています。</p>

資 料

- 1 諮問文
- 2 練馬区基本構想審議會委員名簿
- 3 練馬区基本構想審議會 審議經過
- 4 練馬区基本構想審議會條例

1 諮問文

20 練企企第 20009 号

練馬区基本構想審議会

練馬区基本構想審議会条例（平成 20 年 3 月練馬区条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

平成 20 年 4 月 24 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

新練馬区基本構想に盛り込むべき内容について諮問いたします。

なお、「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の報告等を踏まえ、総合的および専門的見地から、ご審議いただくようお願いいたします。

2 練馬区基本構想審議会委員名簿

職	氏名	所属
会長	おおすぎ さとる 大杉 覚	首都大学東京教授（大学院 社会科学研究所）
副会長	おおや ゆさえ 大屋 幸恵	武蔵大学社会学部教授
委員	あきもと かずこ 秋元 和子	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 健康福祉分野分科会 各界選任委員（主任児童委員）
委員	あきやま てつお 秋山 哲男	首都大学東京教授 （都市環境科学研究科 地理環境科学専攻 観光科学専修）
委員	あさの ゆうすけ 浅野 祐介	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 環境まちづくり分野分科会 公募委員
委員	いとう まさる 伊藤 勝	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 教育分野分科会 公募委員
委員	いわさき くみこ 岩崎 久美子	国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官
委員	うえの さだお 上野 定雄	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 環境まちづくり分野分科会 各界選任委員（練馬区環境清掃推進連絡会）
委員	たかはし のりゆき 高橋 徳行	武蔵大学経済学部教授
委員	ぬまた みほ 沼田 美穂	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 環境まちづくり分野分科会 公募委員
委員	はやし まみ 林 真未	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 健康福祉分野分科会 公募委員
委員	みさわ ちづ子 三澤 ちづ子	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 教育分野分科会 各界選任委員（練馬区青少年育成光が丘地区委員会）
委員	むらまつ あきら 村松 昭	練馬区都市整備公社理事長
委員	もとやま ゆういち 本山 裕一	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 区民生活分野分科会 公募委員
委員	やまぐち ふじお 山口 不二夫	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 区民生活分野分科会 公募委員
委員	わかい はるこ 若井 治子	元 練馬区の将来像を考える区民懇談会 区民生活分野分科会 各界選任委員（練馬区男女共同参画推進懇談会（平成19年度））

（委員名は50音順）

3 練馬区基本構想審議会 審議経過

(1) 基本構想審議会

会議名	日時・会場	審議内容
第1回 審議会	平成20年4月24日(木) 午後6時30分～8時40分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○委嘱式 ○委員の紹介および会長・副会長の選出 ○審議会の運営について
第2回 審議会	平成20年5月20日(火) 午後6時30分～8時30分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○現基本構想策定後の区の実現状況 ○新長期計画、中期実施計画(平成20～22年度)の概要 ○地方分権、都区のあり方等、地方自治制度・特別区制度にかかる検討動向 ○練馬区の財政状況
第3回 審議会	平成20年6月20日(金) 午後6時30分～8時40分 練馬区役所本庁舎19階1903会議室	○国内の社会経済動向について ○分野別課題・将来像の検討(区民生活分野、環境まちづくり分野)
第4回 審議会	平成20年7月11日(金) 午後6時30分～8時40分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○分野別課題・将来像の検討(健康福祉分野、教育分野)
第5回 審議会	平成20年8月25日(月) 午後6時30分～8時40分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○分野別課題・将来像の検討(確かなまちの未来を拓くために) ○地域コミュニティについて ○めざすべき将来像・取組の方向性の検討～大項目の設定に向けて～
第6回 審議会	平成20年9月24日(水) 午後6時30分～8時40分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○めざすべき将来像・取組の方向性等の検討
第7回 審議会	平成20年10月18日(土) 午前9時30分～11時30分 練馬区役所本庁舎20階交流会場	○「中間のまとめ」の検討
第8回 審議会	平成20年11月8日(土) 午前10時～正午 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○「中間のまとめ」の取りまとめ ○区民との意見交換会等について ○審議会・学習会の開催日程について ○「中間のまとめ」の区長への報告
第9回 審議会	平成21年1月31日(土) 午前9時30分～11時45分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○「中間のまとめ」に対する意見募集の結果について ○「中間のまとめ」について寄せられた主な意見と検討の方向性について ○答申の構成とイメージについて ○今後の検討の進め方について ○各分野の目標と基本政策の検討等

会議名	日時・会場	審議内容
第1回 懇談会	平成21年2月4日(水) 午後6時30分～8時30分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○各分野の目標と基本政策の検討 ○第2回・第3回の懇談会の検討内容について
第2回 懇談会	平成21年2月10日(火) 午前9時30分～11時30分 練馬区役所本庁舎19階1906会議室	○地域コミュニティを育む方策の検討 ○(仮称)ねりま未来プロジェクト「豊かなみどりを育み、活かす」の検討 ○各分野の目標と基本政策の検討
第3回 懇談会	平成21年2月14日(土) 午前9時30分～11時35分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○地域コミュニティを育む方策の検討 ○(仮称)ねりま未来プロジェクト「まちの魅力を引き出し、活力を高める」の検討 ○(仮称)ねりま未来プロジェクト「自ら学び、考え、行動できる心豊かな人を育む」の検討
第10回 審議会	平成21年2月17日(火) 午後6時30分～8時45分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○人口推計結果(速報)について ○答申の構成について ○地域コミュニティを育む方策について ○「ねりま未来プロジェクト」について
第11回 審議会	平成21年3月14日(土) 午前9時30分～11時40分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○答申たたき台(案)について ○答申のとりまとめまでの検討の進め方について
第12回 審議会	平成21年3月27日(金) 午後6時30分～8時30分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○答申たたき台(案)について
第13回 審議会	平成21年4月4日(土) 午前10時～午後0時30分, 午後1時15分～3時 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○答申素案について
第14回 審議会	平成21年4月25日(土) 午前10時～午後0時30分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○答申案について
第15回 審議会	平成21年5月1日(金) 午後6時～7時 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○区長への答申

(2) 基本構想審議会学習会

開催名	日時・会場	主な内容
第1回 学習会	平成20年6月6日(金) 午後6時30分～8時40分 練馬区役所本庁舎5階庁議室	○地方分権、都区のあり方等、地方自治制度・特別区制度にかかる検討動向 ○練馬区の財政状況
第2回 学習会 (講演会)	平成21年1月7日(水) 午後6時30分～8時30分 練馬区役所本庁舎20階交流会場	○講演「地域コミュニティからの自治創造」 大杉覚会長(首都大学東京教授) ○講演「交通計画・バリアフリー計画と基本構想」 秋山哲男委員(首都大学東京教授) (参加者数 38名(委員含む))
第3回 学習会 (講演会)	平成21年1月8日(木) 午後6時30分～8時30分 練馬区役所アトリウム棟地下多目的会議室	○講演「地域と中小企業」 高橋徳行委員(武蔵大学経済学部教授) ○講演「社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)形成の基盤としてのコミュニティ」 大屋幸恵副会長(武蔵大学社会学部教授) ○講演「生涯学習とまちづくり」 岩崎久美子委員(国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官) (参加者数 35名(委員含む))

(3) 意見交換会

開催名	日時・会場等	主な内容	参加者数
区民との意見交換会①	平成20年12月6日(土) 午前10時～11時50分 勤労福祉会館	○新基本構想の検討経過説明 ○「中間のまとめ」の概要説明 ○「中間のまとめ」について寄せられた意見の紹介	19名
区民との意見交換会②	平成20年12月9日(火) 午後6時30分～8時20分 練馬区役所アトリウム棟地下多目的会議室	○意見交換	26名
区民との意見交換会③	平成20年12月12日(金) 午後2時～3時50分 関区民ホール		8名
区民との意見交換会④	平成20年12月18日(木) 午後6時30分～8時20分 光が丘区民ホール		30名
元区民懇談会委員等との意見交換会	平成20年12月20日(土) 午前10時～11時35分 練馬区役所アトリウム棟地下多目的会議室		17名

4 練馬区基本構想審議会条例

平成20年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 練馬区の基本構想を策定するため、区長の附属機関として、練馬区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、練馬区の基本構想の策定について必要な事項を審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 区民 10人以内
- (2) 学識経験者 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定により答申をした日までとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申のあった日限り、その効力を失う。